様式第二号（第31条の４関係）

（表）

第　号

商品先物取引法の規定による
立入検査をする職員の身分証明書

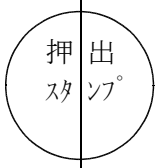
職名及び氏名

年　月　日生
年　月　日発行

農林水産大臣又は
経済産業大臣　　印

写

真



（裏）

注　意　事　項

１．この証明書は、検査の際に必ず携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
２．この証明書は、他人に貸与し、預け入れ、又は譲り渡してはならない。
３．この証明書を破損し、又は紛失したときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
４．新たな証明書の交付を受けたとき、退職若しくは転職したとき、又は検査に従事しないこととなったときは、直ちにこの証明書を発行者に返還しなければならない。
５．官印のないもの及び写真に押出スタンプのないものは無効とする。

（備考）１．用紙の大きさは縦８ｃｍ×横１２ｃｍとする。